

千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第9号

千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市霊園設置管理条例（昭和39年千葉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「4,930円」を「5,020円」に改める。

別表第3中「2,160円」を「2,200円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「4,110円」を「4,180円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第27条及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る管理料及び使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る管理料及び使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者に係る平成32年3月31日までの使用に係る管理料については、前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の第27条の規定を適用する。